

## 鹿 児 島 県 公 報

平成30年 6 月 26 日 (火) 第3428号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- |                                          |                 |   |
|------------------------------------------|-----------------|---|
| ○保安林の指定                                  | (森づくり推進課取扱い)    | 1 |
| ○保安林の指定の解除予定 (2件)                        | (森づくり推進課取扱い)    | 2 |
| ○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示                   | (森づくり推進課取扱い)    | 2 |
| ○歳入の収納事務の委託                              | (子育て支援課取扱い)     | 2 |
| ○肥料の登録の有効期間の更新                           | (食の安全推進課取扱い)    | 3 |
| ○家畜伝染病の発生                                | (畜産課取扱い)        | 3 |
| ○県営土地改良事業に係る換地処分                         | (農地整備課取扱い)      | 3 |
| ○公共測量の終了                                 | (監理課取扱い)        | 3 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定                | (始良・伊佐地域振興局取扱い) | 3 |
| <b>公 告</b>                               |                 |   |
| ○大規模小売店舗の廃止の届出に関する公告 (2件)                | (商工政策課取扱い)      | 4 |
| ○開発行為に関する工事の完了公告                         | (建築課取扱い)        | 4 |
| <b>選挙管理委員会告示</b>                         |                 |   |
| ○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (※)           | (選挙管理委員会取扱い)    | 5 |
| <b>公安委員会告示</b>                           |                 |   |
| ○遊技機の型式の検定の告示                            | (生活安全企画課取扱い)    | 5 |
| <b>県立病院局企業管理規程</b>                       |                 |   |
| ○県立病院局組織規程の一部を改正する規程 (※)                 | (県立病院課取扱い)      | 6 |
| <b>正 誤</b>                               |                 |   |
| ○鹿児島県公報第3401号の5 (平成30年3月23日付け) の一部訂正 (※) | (会計課取扱い)        | 6 |

## 告 示

## 鹿児島県告示第705号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成30年 6 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所  
出水郡長島町獅子島字池田2495番1, 2498番, 2498番4, 2499番1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字池田2495番1・2498番 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村

森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第706号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年6月26日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所  
霧島市横川町中ノ字城山447番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第707号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年6月26日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所  
霧島市横川町中ノ字城山447番33（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第708号

平成30年5月29日鹿児島県告示第619号（以下「告示第619号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を霧島市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年6月26日

鹿児島県知事 三反園訓

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
鬼塚八兵衛	霧島市横川町下ノ字大迫772番1	告示第619号の変更後の
鬼塚直次	霧島市横川町下ノ字奴留木776番7	指定施業要件のとおりに

### 鹿児島県告示第709号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成30年6月26日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 歳入の種類

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）別表第1くらし保健福祉部の表1の項に定める保育士登録申請手数料，保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料

## 2 委託の相手方

東京都千代田区麹町一丁目6番地2  
社会福祉法人日本保育協会

## 3 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

## 鹿児島県告示第710号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により，次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成30年6月26日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1133号	平成36年7月10日	魚かす粉末	魚粉	窒素全量 7.5 りん酸全量10.0	該当なし	枕崎水産加工業協同組合	枕崎市立神本町12番地

## 鹿児島県告示第711号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により，次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成30年6月26日

鹿児島県知事 三反園訓

家畜伝染病の種類 ヨーネ病（牛）

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生年月日
患畜	19	南九州市	平成30年6月11日

## 鹿児島県告示第712号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により，土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）岸元地区の換地計画に係る換地処分を，平成30年6月12日に行った。

平成30年6月26日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県告示第713号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，大隅地域振興局長から平成28年8月16日鹿児島県告示第784号で告示した公共測量の実施は，平成29年3月15日終了した旨の通知があった。

平成30年6月26日

鹿児島県知事 三反園訓

## 始良・伊佐地域振興局告示第14号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により，次のとおり指定

障害児通所支援事業者として指定した。

平成30年 6 月 26 日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
療育の家ひまわり	始良市西餅田 3527番地28	特定非営利活動 法人 t a l i	始良市東餅田 1796番地24	川崎 徹	平成30年 6 月 1 日	保育所等 訪問支援

**公 告**

大規模小売店舗の廃止の届出に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成30年 6 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エディオン鹿児島指宿店  
指宿市東方8349番1号
- 2 届出者の名称及び住所  
株式会社カコイエレクトロ  
鹿児島市錦江町9番25号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
1,463平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
平成28年 5 月 31 日

大規模小売店舗の廃止の届出に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成30年 6 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エディオン鹿児島鹿屋店  
鹿屋市王子町3973番3号
- 2 届出者の名称及び住所  
株式会社カコイエレクトロ  
鹿児島市錦江町9番25号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
2,982平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
平成27年 8 月 16 日

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 6 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
始良市平松字狩川4837番1の一部, 4838番, 4839番, 4840番, 4841番, 4842番3, 4843番1, 4847番, 4848番1, 4849番, 4850番, 4851番, 4853番, 4855番1の一部, 4858番の一部, 4877番1, 8184番の一部, 8185番及び8419番
- 2 公共施設の種類, 位置及び区域  
道路 始良市平松字狩川4837番1の一部, 4838番の一部, 4839番の一部, 4840番の一部, 4841番の一部, 4842番3の一部, 4847番の一部, 4849番の一部, 4850番の一部, 4851番の一部, 4853番の一部, 4855番1の一部, 4858番の一部, 8184番の一部, 8185番の一部及び8419番の一部  
公園 始良市平松字狩川4838番の一部, 4841番の一部及び4842番3の一部  
水路 始良市平松字狩川4847番の一部, 4848番1の一部及び4849番の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
日置市伊集院町大田7番地  
株式会社ウエダ開発  
代表取締役 植田利一

### 選挙管理委員会告示

#### 鹿児島県選挙管理委員会告示第14号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年 6 月 26 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1の表9の項を削る。

### 公安委員会告示

#### 鹿児島県公安委員会告示第59号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成30年 6 月 26 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRフィーバーマクロスフロンティア3R	株式会社三共	7P1844
ぱちんこ遊技機	Pフィーバー革命機ヴァルヴレイヴW	株式会社三共	8P0205
ぱちんこ遊技機	P魔法先生ネギま!ZZ-Y	株式会社サンセイアールアンドディ	8P0175
ぱちんこ遊技機	CR天下一閃AC7000	株式会社大一商会	7P1549
ぱちんこ遊技機	CR開運!白ウナギヌAC-E	株式会社大一商会	7P1658
ぱちんこ遊技機	CR開運!白ウナギヌAC-K	株式会社大一商会	8P0122
ぱちんこ遊技機	CR開運!白ウナギヌAC-J	株式会社大一商会	8P0138
ぱちんこ遊技機	CRダークローズMM5	株式会社高尾	8P0120
ぱちんこ遊技機	P沼A	株式会社高尾	8P0160
ぱちんこ遊技機	CRスターオーシャン4YMA	株式会社メーシー	8P0088

ぱちんこ遊技機	CRバジリスクAA	株式会社ミズホ	7P1547
ぱちんこ遊技機	CRブラックラグーン3GLA	株式会社銀座	8P0118
ぱちんこ遊技機	CRショウバイロックFJA	株式会社銀座	8P0016
回胴式遊技機	大海物語4withスーパーそに子KD	株式会社三洋物産	8S0151
回胴式遊技機	パチスロLUCKY海物語KD	株式会社三洋物産	8S0144
回胴式遊技機	パチスロ巨人の星情熱編/S3	株式会社サンセイアールアンドディ	8S0001
回胴式遊技機	ツインエンジェルBREAK-A/ZR	株式会社ロデオ	8S0077

### 県立病院局企業管理規程

県立病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年6月26日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

#### 鹿児島県県立病院局企業管理規程第5号

県立病院局組織規程の一部を改正する規程

県立病院局組織規程（平成18年鹿児島県県立病院局企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項の表中

「	<table border="1"> <tr> <td>麻酔科部長</td> <td rowspan="3">麻酔科診療等に関する事務</td> <td rowspan="3">を</td> </tr> <tr> <td>第一麻酔科部長</td> </tr> <tr> <td>第二麻酔科部長</td> </tr> </table>	麻酔科部長	麻酔科診療等に関する事務	を	第一麻酔科部長	第二麻酔科部長	」
麻酔科部長	麻酔科診療等に関する事務	を					
第一麻酔科部長							
第二麻酔科部長							
「	<table border="1"> <tr> <td>麻酔科部長</td> <td>麻酔科診療等に関する事務</td> <td>に改める。</td> </tr> </table>	麻酔科部長	麻酔科診療等に関する事務	に改める。	」		
麻酔科部長	麻酔科診療等に関する事務	に改める。					

第10条第1項の表中「歯科技工技師 理学療法技師」を「理学療法技師」に改める。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

### 正 誤

平成30年3月23日付け鹿児島県公報第3401号の5中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
1	下から26行目及び23行目	貸金業者登録申請手数料	貸金業者登録申請手数料